

春日部市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

春日部市後期高齢者医療に関する条例（平成１９年条例第５１号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。

改正後	改正前
（保険料徴収等に係る事務） 第 7 条 （ 8 ） 傷病手当金の支給に係る申請書の提出の 受付 <u>（ 9 ）</u> （略）	（保険料徴収等に係る事務） 第 7 条 <u>（ 8 ）</u> （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。